

「ふよう青年学級運営委員会」規約

- 第1条** (名称) 本学級は「ふよう青年学級運営委員会」と称する。
- 第2条** (目的) 本学級は、学級生相互の親睦を図り、日常生活を充実するための援助活動を行う。
- 第3条** (活動) 本学級は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
1. 毎月1回、日曜日を開催する青年学級の具体的な計画案を作成する。
2. 青年学級における種々の活動の援助を行う。
3. その他、本学級の目的達成に必要なことを行う。
- 第4条** (方針) 本会は、第2条に掲げた目的を達成するため、次の方針に従って、自主的な活動を行う。
1. 運営にあたっては、宗教的、政治的、営利的活動は行わない。
2. 運営にあたっては、他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けない。
3. 運営にあたっては、大分大学教育福祉科学部附属特別支援学校と積極的に協力しあう。
- 第5条** (会員) 本会は、「ふよう青年学級生」の保護者及びその協力者で構成する。
- 第6条** (役員及び連絡委員)
本学級を運営するため、次の役員を選出する。
1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 事務局員 若干名
4. 会計監査 若干名
5. 顧問 若干名
6. 連絡委員 (各卒業年度の保護者) 若干名
- 第7条** (役員及び連絡委員の選出)
役員及び連絡委員は、総会にて選出する。
- 第8条** (任期) 役員及び連絡委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第9条** (任務) 本会の役員及び連絡委員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表し会務を総理し、すべての会議の議長となる。
2. 副会長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行するとともに会長の命を受けて会計の事務に従事する。
3. 事務局員は、会長、副会長を補佐する。
4. 会計監査は、会の収支決算の監査を行う。
5. 顧問は、必要に応じて、会の指導・助言を行う。
6. 連絡委員は、会長の指示を受けて会務を分掌する。
- 第10条** (会議)
本会の会議は総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。
第11条 (会議) 総会は毎年度始めにこれを開く、会長において必要と認めるときは、役員会を開くことができる。
- 第12条** (総会の議決事項)
本会は次の事項を議決する。
1. 会則の変更に関すること
2. 「ふよう青年学級」の事業計画に関すること
3. 会費に関すること
4. 予算、決算に関すること
5. 役員を選出に関すること
6. その他、役員会で必要と認められた事項
- 第13条** (役員会の招集)
役員会は、会長、副会長、事務局員、顧問からなり、随時招集して重要事項を付議執行する。
- 第14条** (議事の決定)
会議の議事は、出席者の過半数を持って決定する。
- 第15条** (会計) 本学級を運営するために、学級生から集めた会費を適切に処理する。
- 第16条** (会計年度)
会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 附則
この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附則
この規則は、平成19年4月1日から施行する。